

報道機関各位

令和6年10月7日
北九州市都市戦略局



「盛土規制法に基づく対象区域(案)」に対する 市民意見の募集を行います



北九州市では、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)が施行されたことを受け、同法に基づく区域の指定を行うため、基礎調査を実施し、対象区域(案)を作成しました。盛土規制法に基づく対象区域(案)について、市民のみなさまのご意見を募集します。

1 意見募集期間

令和6年10月15日(火)から令和6年11月14日(木)まで

2 案の閲覧・配布場所

- ・都市戦略局 開発指導課(市役所13階)
- ・各区役所 総務企画課 及び 出張所
- ・総務市民局 広聴課(市役所1階)
- ・北九州市ホームページ
(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077_00007.html)



3 意見の提出方法

住所、氏名を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

電子メール	toshi-kaihatsu@city.kitakyushu.lg.jp
郵送	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市 都市戦略局 開発指導課 あて
FAX	093-582-2503 北九州市 都市戦略局 開発指導課 あて
持参	・都市戦略局 開発指導課(市役所13階) ・各区役所 総務企画課 ・総務市民局 広聴課(市役所1階)
電子申請	https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/1831974485929249622



4 市民意見提出書様式

様式自由

【問合せ】

都市戦略局開発指導課
二見(課長)、西野(係長)
電話:093-582-2644

意見募集要領

「盛土規制法に基づく対象区域（案）」に対する意見の募集について

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で見直すため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。

北九州市では、同法に基づく区域の指定を行うため、基礎調査を実施し、対象区域（案）を作成しましたので、市民のみなさまにお知らせするとともに、ご意見を募集します。

※いただいたご意見とこれに対する本市の考え方については、ホームページ等で公表いたします。

1 意見募集期間

令和6年10月15日（火）から令和6年11月14日（木）まで

2 計画等の案の閲覧・配布場所

- ・都市戦略局 開発指導課（市役所13階）
- ・各区役所 総務企画課 及び 出張所
- ・総務市民局 広聴課（市役所1階）
- ・北九州市ホームページ

(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077_00007.html)



3 意見の提出方法

住所、氏名を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

電子メール	toshi-kaihatsu@city.kitakyushu.lg.jp
郵送	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市 都市戦略局 開発指導課 あて
FAX	093-582-2503 北九州市 都市戦略局 開発指導課 あて
持参	・都市戦略局 開発指導課（市役所13階） ・各区役所 総務企画課 ・総務市民局 広聴課（市役所1階）
電子申請	https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/1831974485929249622



4 意見提出書様式

様式自由（別紙の参考様式をご活用いただけます）

5 問い合わせ先

北九州市都市戦略局開発指導課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

TEL 093-582-2644、FAX 093-582-2503

電子メール toshi-kaihatsu@city.kitakyushu.lg.jp

盛土規制法に基づく対象区域（案）について

1 要旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、国は、危険な盛土を全国一律の基準で見直すため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」を令和5年5月26日に施行しました。

北九州市も、危険な盛土等による災害から市民の暮らしを守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定する必要性があり、対象区域（案）を作成しました。

2 盛土規制法の概要

現行の宅地造成等規制法では、主に丘陵地にある市街地を対象区域として指定し、宅地を造成するための盛土・切土に限定していたため、盛土等の規制が十分でないエリアが存在していました。

盛土規制法では、国の定める基本方針に基づき、広く対象区域として指定します。

(1) スキマのない区域の設定

- 都道府県知事（指定都市の長）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域を対象区域として指定します。従来の宅地造成工事規制区域を含む広いエリアを「宅地造成等工事規制区域」に改め、又は新規に指定し、さらに「特定盛土等規制区域」を新設します。
- 盛土、切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても、対象区域では許可の対象となります。
- 概ね5年ごとに調査を実施し、対象区域の修正を行います。

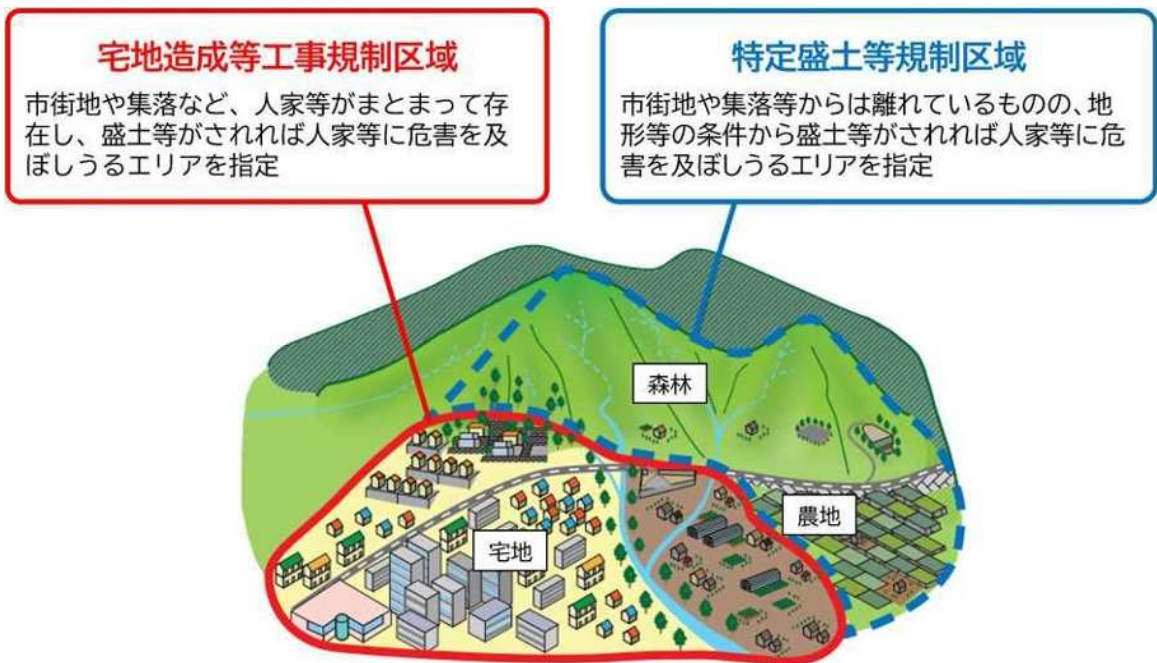


図 対象区域のイメージ（国土交通省パンフレット）

(2) 盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形、地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定します。
- 許可にあたって、土地権利者等の同意、周辺住民への事前周知を要件化します。
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施します。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩壁(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

図 許可対象となる盛土等の規模 (国土交通省パンフレット)

(3) 盛土等を安全に保つ責務

- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有します。
- 災害防止のため必要な時は、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できます。

(4) 実効性のある措置

- 抑止力として十分機能するよう、無許可の盛土や命令違反等に対する罰則について、行為者に対する罰則は、最大で懲役3年以下又は罰金1千万円以下、法人に対しては、行為者としての罰則に加え、最大で3億円以下の罰金と強化されました。

3 北九州市の取組

北九州市は、法改正前の宅地造成等規制法に基づく「宅地造成工事規制区域」を指定しており、盛土規制法の規定による2年間の経過措置期限まで（令和7年5月25日まで）に新たな対象区域を指定する必要があります。

検討にあたっては、国の基本方針や実施要領などに基づくとともに、隣接する自治体と区域を調整し、地盤工学、都市計画、防災、農林、法律の各分野の有識者等で構成する専門会議において意見を聴いたうえで、対象区域（案）を作成しています。

4 対象区域（案）について

盛土等による災害から市民の暮らしを守るため、これまで市域の約1割程度であった対象区域を大幅に拡大し、市全域をスキマなく設定します。このうち、市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを「宅地造成等工事規制区域」、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを「特定盛土等規制区域」に設定しています。（対象区域（案）は別紙）

5 今後の予定

令和6年10月15日	対象区域（案）に対する市民意見の聴取
～11月14日	（パブリックコメント）
令和6年12月中旬～	対象区域の公表（ホームページ）
令和7年 1月～3月	盛土規制法の運用に向けた周知期間（事業者説明会等の開催）
令和7年 4月	対象区域の告示・運用開始

盛土規制法に基づく対象区域(案)
(北九州市)

